

公益財団法人京都府医学振興会
医学研究・教育等支援事業
令和7年度災害派遣医療チーム（DMAT）活動支援事業事務処理要領

（目的）

第1条 この要綱は、公益財団法人京都府医学振興会（以下「振興会」という。）定款第4条に定める医学教育等の支援（地域医療・教育推進支援）を目的として実施する災害派遣医療チーム（以下、DMAT という。）の日常教育・研修・訓練活動支援事業の取扱いについて定める。

（事業の内容）

第2条 京都府内にある DMAT 指定医療機関が、日常の地域医療業務と両立させながら DMAT を維持するため、DMAT の日常教育・研修・訓練などの活動を継続しているように、必要となる資機材の調達・更新などに対し、その経費の一部を支援する。

（支援対象者）

第3条 京都府 DMAT 指定医療機関を対象とする。

（支援事業の申請）

第4条 本事業の支援を受けようとする申請者（DMAT 指定医療機関）は、京都府医学振興会理事長（以下、理事長という。）に別記第1号様式により申請する。

（選考及び結果の通知）

第5条 理事長は、予算の範囲内で支援（助成）額を別記第2号様式により決定し、申請者に通知する。

（支援の内容）

第6条 前条の支援の内容は次のとおりである

- (1) 日常の教育・研修・訓練などに必要な資機材（DMAT 標準資機材リスト参照）の調達・更新に対し、その経費の一部を支援（助成）する。
- (2) 助成額は、振興会の予算の範囲内において行う。**令和7年度は、各 DMAT 指定医療機関、1 機関あたり 20 万円を年度支援（助成）上限額とする。**

（完了報告）

第7条 本事業の助成を受けた申請者は、事業の完了後速やかに災害派遣医療チーム等活動支援事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を別記第3号様式により提出しなければならない。

その場合、支払いの証拠となる領収書（発行がない場合、銀行振込依頼書の写し、納品書）を添付すること。

また、交付決定額に残額が生じる場合は、変更交付申請書を提出し、入金後の場合

は振興会に返還すること。

(情報公開)

第8条 前条の提出された実績報告書に基づき事業の実施状況は、振興会ホームページで公表する。

2 前条の実績報告書は、振興会で閲覧することができる。

(その他)

第9条 この取扱要領に定めるもののほか、本事業実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。